

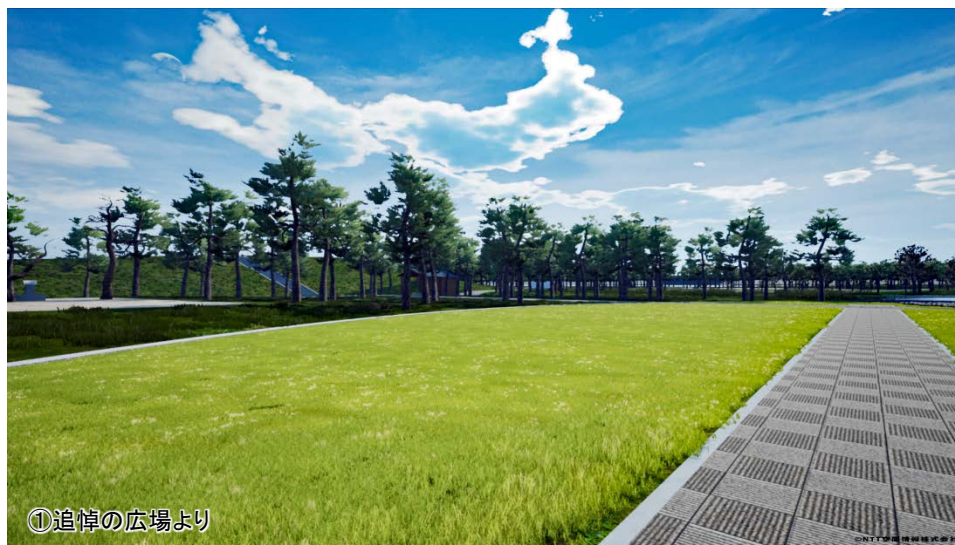
碑像等の受入れ条件について

宮城県

令和元年11月5日

1. 碑像等の受入れにあたっての考え方

- 中核的施設から追悼の広場を通り祈りの場を経て祈念の辻へ至る動線は、来訪者の多くが利用することが想定されるため、受入れる碑像等については、**追悼・祈念の象徴的空間との調和**を図る。
- 碑像等については**碑像等受入れ規約**を定めて受入れ条件を明確にし、祈りの場に隣接した荘厳・厳粛な空間が確保されるようにする。



2. 碑像等の受入れ規約

○碑像等受入れ規約で定める事項

【趣 旨】 石巻南浜津波復興祈念公園内への碑像等の受入れについて、公園の基本理念や基本方針、都市公園法を踏まえ、適正な対応を行うもの。

【定 義】 碑像等とは、都市公園法施行令に定める修景施設または教養施設に該当するものを言う。

【設置場所及び公園管理者】

設置場所は、原則として一丁目の丘西側麓の祈念の杜とし、公園管理者は県とする。

【碑像等受入れ検討会議】

設置許可申請に基づく碑像等の受入れについて検討するため、検討会議を開催する。

【事務局】 検討会議の事務局は県に置く。

【受入れの条件】 次に掲げる項目の全てに該当するものとする。

- ア 復興祈念公園の基本理念に適合していること。
- イ 碑像等のデザインが周囲の景観に適合していること。
- ウ 碑像等の材質及び構造は、耐久性を有し、危険性のないものであること。
- エ 宮城県にゆかりがあること。
- オ 政治上の目的、宗教上の目的のために設置するものでないこと。
- カ 特定の犠牲者を慰霊するものでないこと。
- キ 管理は設置者が行なうこと。

【設置の許可】

都市公園法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置）に基づき、許可手続きを行なう。

3. 碑像等の配置検討

○国内の屋外彫刻展示施設の空間事例

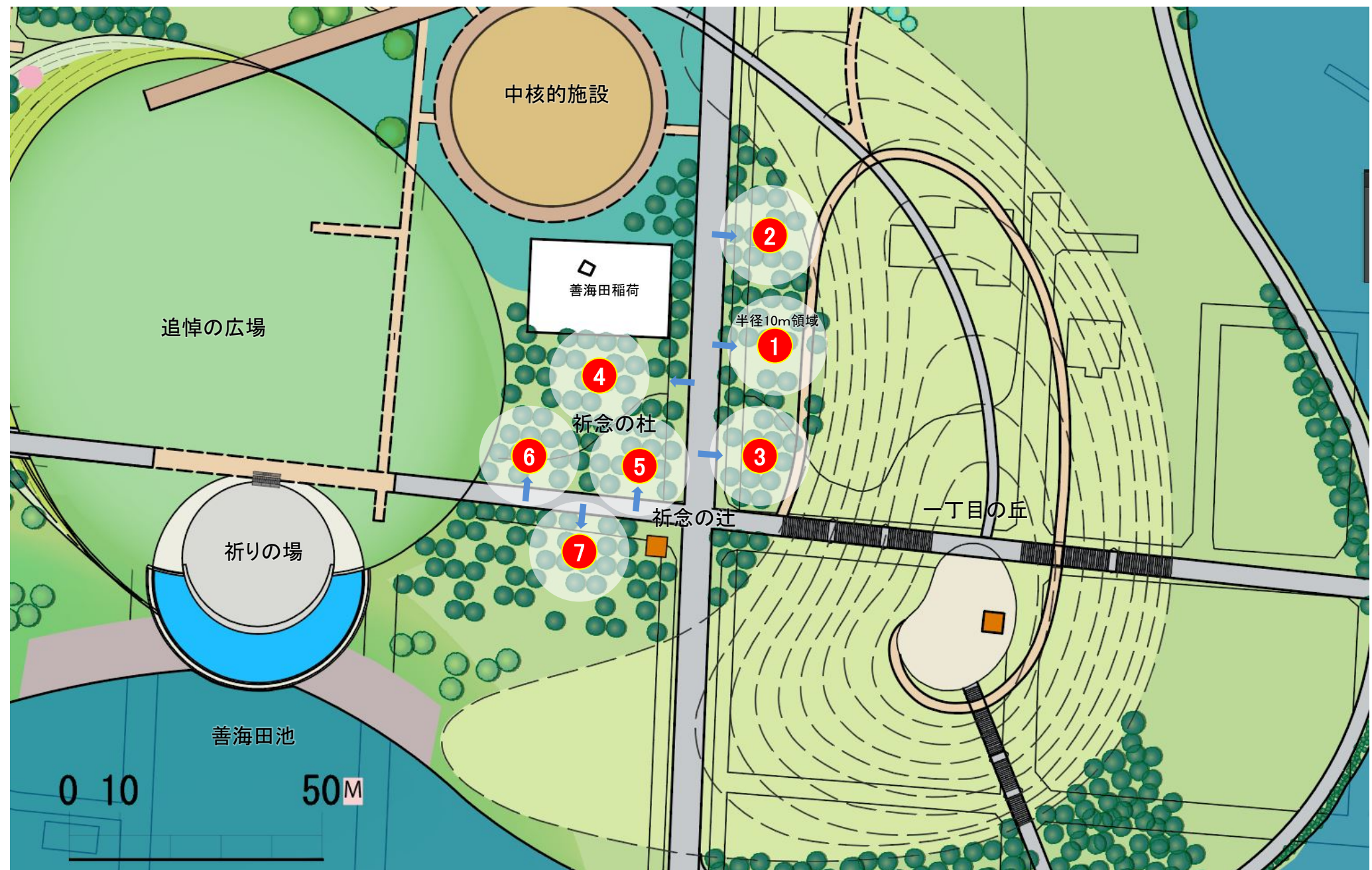
No	施設名	所在地	空間面積	作品数	単位面積	単位領域
1	美ヶ原美術館野外展示場	長野県上田市	13.2ha	350	377 _{m2} /作品	19.4m×19.4m/作品
2	札幌芸術の森野外美術館	北海道札幌市	7.5ha	74	1,014 _{m2} /作品	31.8m×31.8m/作品
3	箱根彫刻の森美術館屋外展示場	神奈川県箱根町	7.0ha	120	583 _{m2} /作品	24.2m×24.2m/作品

- 国内の屋外彫刻展示施設の空間事例から、作品と作品が干渉し合わないよう**離隔が概ね20～30メートル**確保されていることに倣う。
- 札幌芸術の森野外美術館や箱根彫刻の森美術館屋外展示場のように、祈念の杜を構成するクロマツ疎林内に**碑像等が囲まれた空間を確保**する。



札幌芸術の森野外展示場(札幌芸術の森HPより)

4. 碑像等の配置(案)



5. 碑像等の受入れ手続きに関するフロー

○碑像等受入れ検討会議の設置

- ・開園前に公募する。また、開園後も碑像等の設置が予定数に達するまで募集する。
- ・碑像等受入れ手続きの運用については、受入れ検討会議で協議し、公園管理者が決定する。

